

1. 進路指導とは

- 進路指導とは、生徒自らが卒業後の生活について考え、豊かに生きていく力を育てるための取り組み全体のことを言います。
- 学校では、社会に出るにあたって必要な知識や技能・態度等を、学校生活全般を通して学習していきます。また、進路選択にあたって必要な知識や心構え等を「職業」・「作業学習」・「生活単元学習」の時間を中心に行います。さらに、仕事についての具体的な学習場面として、1年次には一日職場体験、2～3年次には現場実習等を設定し、働く態度を学んだり、自己の適性を見つめたり、社会に出て仕事をしていく上での課題を考える機会とします。
- 進路先・就労先は学校が決めるものではなく、最終的に進路先を決定するのは本人です。実習の機会を設定し、将来どう生きていくのかを、本人と保護者が十分に考え選択できるように支援するのが学校になります。5年後、10年後の成長を考慮しながら、進路を検討することが大切です。
- 本校の教育目標をうけて、保護者や医療、福祉、労働等の関係諸機関と学校が連携をして、進路指導を進めていきます。

本校の教育目標

- 仲間を大切にし、思いやりと規範意識のある生徒の育成
- 社会の中で自立し、社会参加しようとする生徒の育成
- 主体的に考え行動し、豊かな個性や人間性、社会性をもつ生徒の育成

校訓～育てたい生徒像～

【礼節】

正しい言葉遣いを心がけ、優しい笑顔や言葉で挨拶すること

【信頼】

周りの人と仲良く協力し合い、感謝の気持ちをもつこと

【知識】

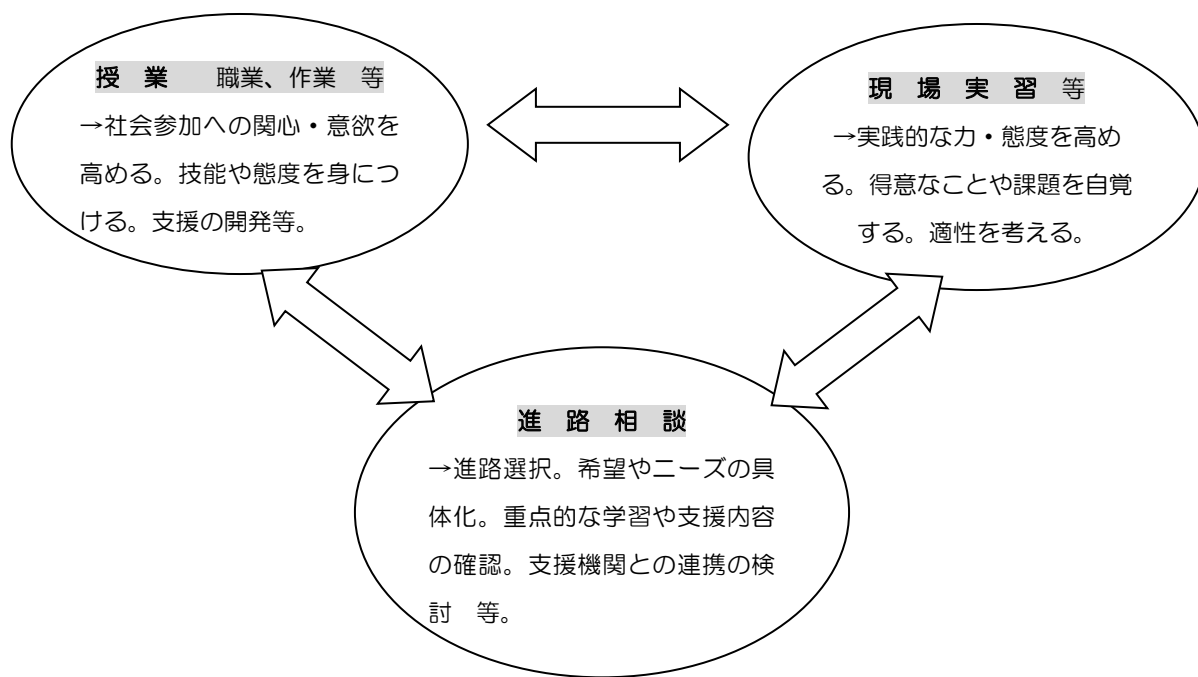
きまりやルールを守って学習に取り組み、様々な知識と態度を身に付けること

【心体】

清潔で健康的な生活を心がけ、健やかな心と体を育むこと

2. 高等部3年間の流れ

高等部3年間では、「知る」「体験する」を繰り返しながら、最終的に自分の進路先を「決める」こととなります。具体的には、授業と現場実習等と進路相談の連携の中で進路指導を行い、進路希望や必要な支援をまとめていきます。



「知る」 : 自分自身のこと (好き／嫌い、得意／苦手、できる／難しい など)
仕事に関すること (仕事の種類、職場の雰囲気、働くために必要な力)

「体験する」 : 就業体験、現場実習

「決める」 : 現場実習を通じて、自分の進路先を決める

1年生…主に「知る」ことを中心に学習します。

2年生…主に「体験する」ことを中心に学習します。

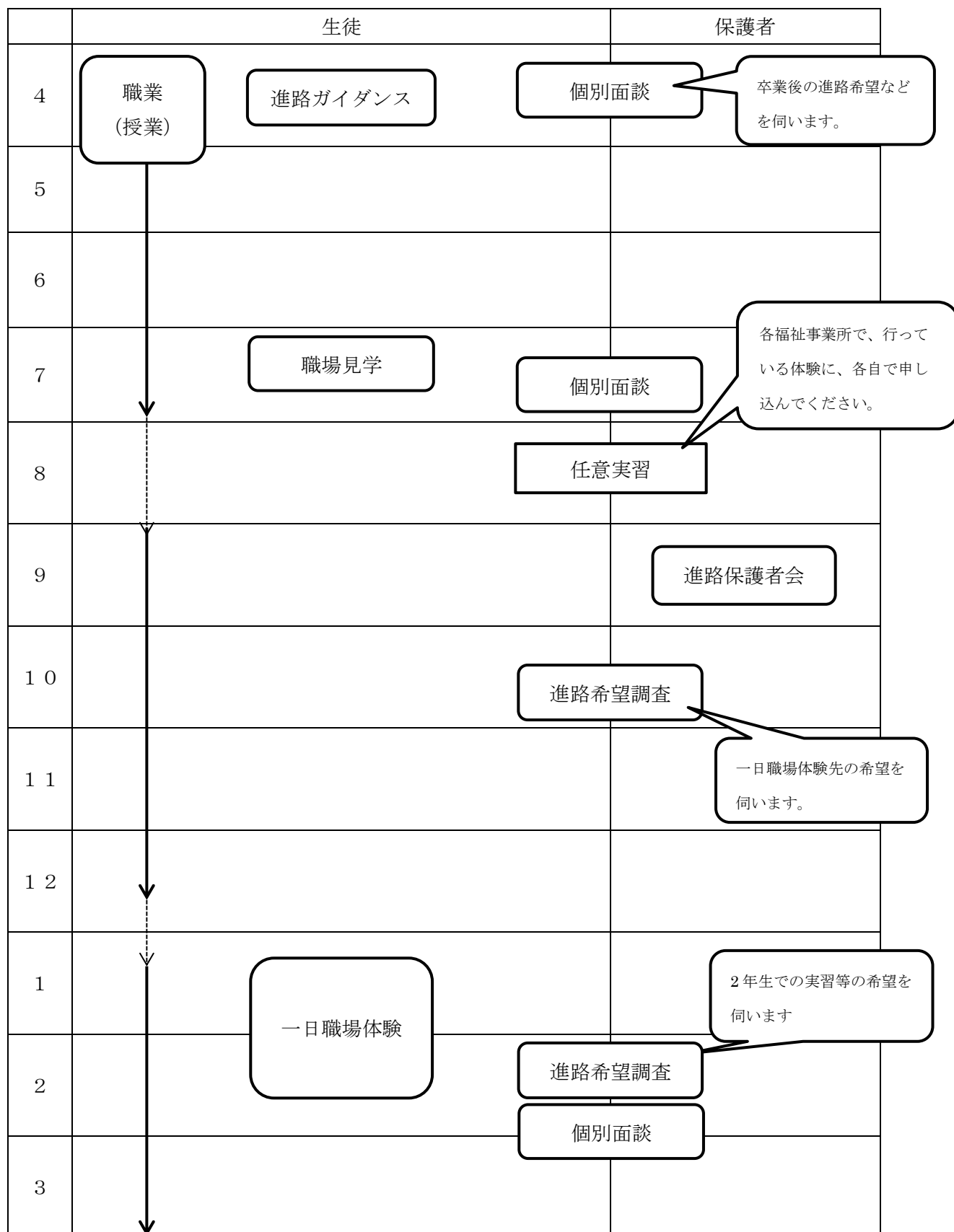
3年生…自分の進路先を「決める」ことが最大の目標となります。

3. 進路指導の大まかな流れ

	行事	ねらい・内容	その他（保護者）
1年 「知る」	1学期 ・進路ガイダンス ・職場見学	・3年間、1年生の進路学習の流れを知る。 ・「進路」の意識付けを図る。 ・進路先を知る	・保護者会 ・個別面談
	2学期		・進路保護者会
	3学期 ・一日職場体験	・身近にある仕事を知る。 ・希望の職種で体験をする。	・面談
2年 「体験する」	1学期 ・進路ガイダンス ・就業体験 （企業就労希望者） ・職場見学 （福祉就労希望者）	・2年生の進路学習について知る。 ・一日職場体験と異なる職種を体験する。 ・自分に適した職種、進路先を考える。 ・進路先を知る。	・保護者会 ・面談
	夏季休業中 ・通勤寮見学 （企業就労希望者）	・通勤寮の見学を通して、卒業後の生活の場について知る。	
	2～3学期 ・現場実習	・働くために必要な事柄を学ぶ。 ・自分の適性や課題を知る。 ・具体的な進路先について考える。	・進路保護者会 ・面談
3年 「決める」	1学期 ・進路ガイダンス ・現場実習	・3年生の進路学習について知る。 ・進路先を決めるための実習を行う。	・保護者会 ・面談
	夏季休業中 ・求職登録 ・福祉事務所訪問	・在住区の福祉課を訪問し、福祉制度の利用、年金、就労支援や生活支援機関等の必要なサービスについて知る。 ・在住区の福祉課を訪問し、福祉制度の利用、年金、就労支援や生活支援機関等の必要なサービスについて知る。	・面談
	2学期 ・現場実習	・必要に応じて現場実習を随時行う。 ・進路先を決めるための実習を行う。	・面談
	3学期 ・現場実習 ・個別移行支援計画の作成 ・移行支援会議 等	・必要に応じて現場実習を随時行う。 ・進路先を決めるための実習を行う。 ・個別移行支援計画を作成し、移行支援会議等で内容を確認する。	・面談

4. 各学年の1年間の流れ

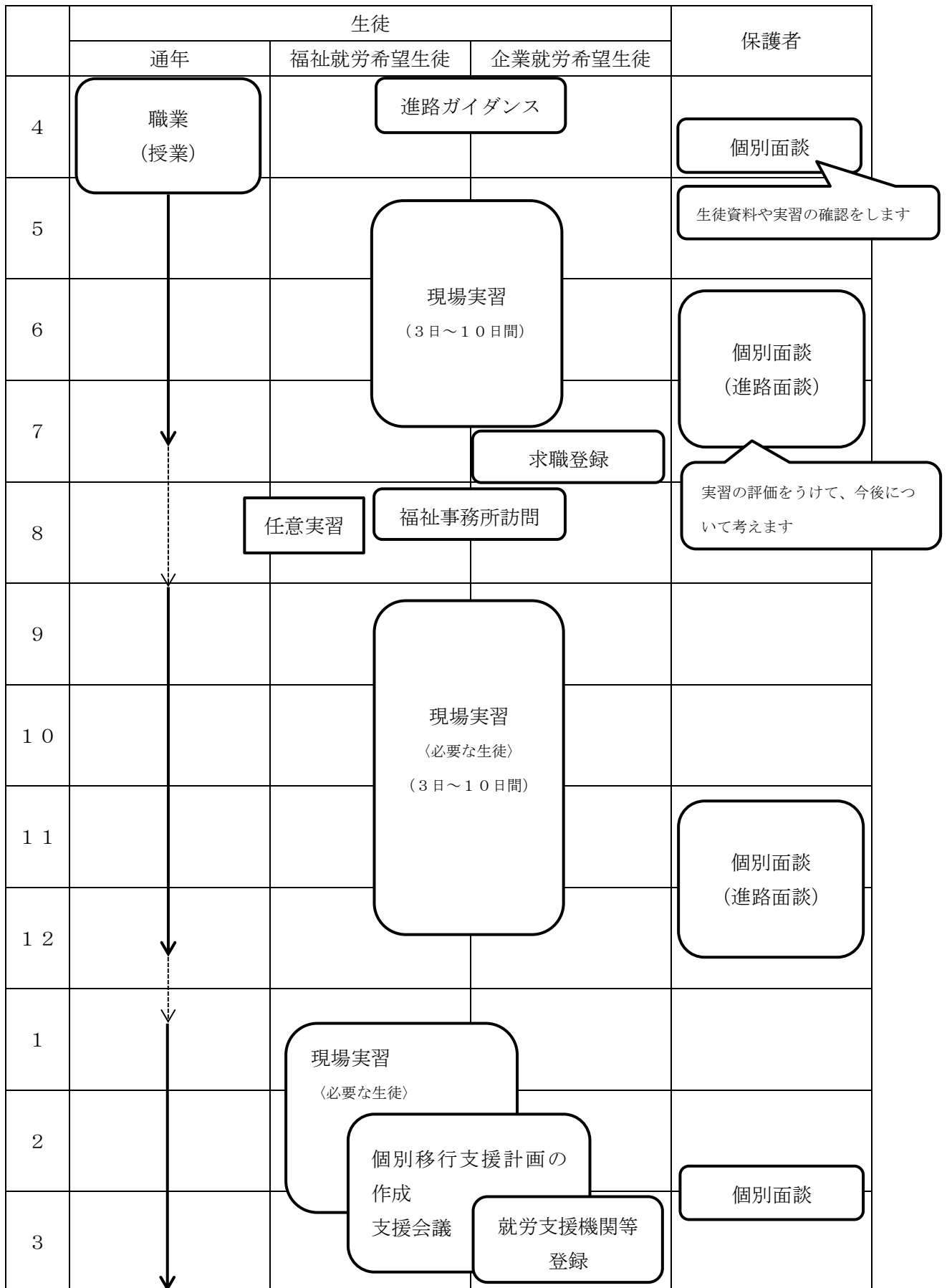
【1年生】



【2年生】

	生徒			保護者
	通年	福祉就労希望生徒	企業就労希望生徒	
4	職業 (授業)		進路ガイダンス	個別面談
5	↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓			1年生での希望を再確認します
6			就業体験 (1日～3日間)	2学期の現場実習に向けて、希望を伺います
7		職場見学	ビジネスマナー講座	進路希望調査
8			通勤寮見学	個別面談
9		任意実習		
10				実習での評価を、ご家庭と学校で共通理解をはかります
11				個別面談 (進路面談)
12			現場実習 (2日～10日間)	
1				3年生での進路希望を伺います
2				進路希望調査
3			個別面談	

【3年生】



5. 見学や体験（実習）に関する行事

◇職場見学

実際に卒業生が就労している職場や進路関係の場所を見学して、卒業後の進路への関心を高めたり就労の心構えを養ったりすることを目的に職場見学を行います。

1年生の時は、全員が企業や福祉事業所を見学します。

2年生の時は、福祉就労希望の生徒が在住地域の福祉事業所を中心に見学します。

◇一日職場体験

1年生の3学期に福祉事業所や企業で仕事や活動の体験をします。生徒・保護者と相談して、体験先の企業や福祉事業所（就労移行や就労継続支援B型、生活介護等）を決めます。原則教員が付き添いますが、体験先によっては教員の付き添いはありません。体験終了後、評価を参考に今後の進路希望を面談で確認します。

◇就業体験

2年生の1学期に企業就労希望の生徒が1～3日間程度、学校近隣の企業等で働く体験を通して、卒業後の生活について考える機会とします。また、1年次と異なる職種を体験することで、主体的に進路選択ができるようにします。

◇現場実習

学校卒業後の生活を見通すために、2日～10日間程度の現場実習を行います。実習先は、希望調査や面談を通じて決めていきます。

2年生の実習は、自分の課題や適性を知る目的で行います。

3年生の実習では、卒業後の自分の進路先を決めることが目標になります。

2年生の時に1回（10月～）、3年生の時に1～3回（5月～7月、9～11月、1月～2月）行います。

◇任意実習

長期休業中（主に夏季休業中）に、福祉事業所で体験実習を行うことができる場合があります。体験によって理解できることがありますので、有効に活用してください。

ただし、「任意実習」は学校から依頼するものではなく、保護者が「任意」に行うものです。「任意実習」を受け入れているかどうかは、各福祉事業所へ確認・相談をしてください。インターンシップ保険は適用になりません。

企業については、「任意実習」を行っていませんので、連絡・相談をしないようお願いいたします。

6. 校内で行う行事

◇実習激励会

現場実習の前に、自分の実習先や目標を他学年の生徒の前で発表することによって実習への意欲を高めます。

5月は3年生が現場実習について発表します。

10月は2年生が現場実習についてそれぞれ発表します。

◇卒業生の話を聞く会（1、2年生）

企業や福祉事業所で働いている本校の卒業生を招いて、普段の仕事の様子を紹介します。仕事をする上で気をつけていることや、大変なこと、やりがいを教えていただきます。また、卒業後の具体的な生活の様子をお話ししていただきます。

◇ビジネスマナー講座

挨拶や身だしなみ、報告・連絡・相談、面談に適した話し方など、基本的なビジネスマナーを身につけるために東京都就労支援アドバイザーの方を講師に招いて、ロールプレイング等の手法を用いて学習します。

◇進路先報告会

3月に、3年生が自分の就労先や抱負（頑張ってきたことなど）を発表することによって、卒業後の就労への意欲を高めます。また、発表を聞く1、2年生にとっても進路先の選択肢を広げること、進級後の学習のヒントを3年生から得ることをねらいとしています。

7. 相談に関する取り組み

◇進路希望調査

卒業後の進路先や生活について希望調査を行います。

1年生は10月に一日職場体験先の希望調査、2月に進路希望の調査を行います。

2年生は7月に現場実習の希望調査、2月に進路希望調査を行います。

◇進路面談・個別面談

「一日職場体験」「就業体験」「現場実習」の後には、「評価表」を基に面談を行います。実習での成果や反省点を明らかにして、今後の学校生活や家庭生活で取り組むことを確認します。

また、進路に関わる相談事があるときには、いつでも担任までお知らせください。

8. 関係機関に関する取り組み

◇福祉事務所訪問

3年生の夏季休業中に在住区の福祉課を訪問して、福祉サービスの現状を知り、ケースワーカーとの面談も行います。原則、全員対象となります。

◇通勤寮見学

2年生の夏季休業中に、企業就労を希望している方を対象とした見学を行います。

◇求職登録

3年生で企業就労や職能開発校を希望する生徒は、保護者と一緒に7月末にハローワーク池袋で求職登録を行います。ハローワーク（職業安定所）に求職登録し、ハローワークを介した求人票に応募し就職することで、雇用環境の安定が図られます。職種、勤務地、勤務時間、賃金等できるだけ具体的な希望をご家族でよく相談しておいてください。

また、職業上の重度判定（P19）の申込みも同時に行います。

◇就労支援機関への登録

企業からの内定を受けた生徒は、学校卒業後の就労定着支援が円滑に行われるように就労支援機関に登録をします。3月頃に在住区の就労支援機関に訪問し、登録をします。

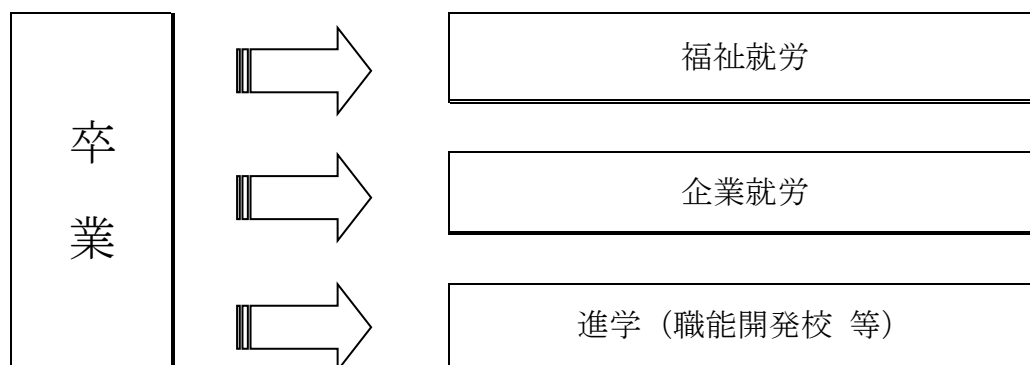
就労支援機関は、卒業後に仕事に関することで相談にのってくれる大切な機関です。

<就労支援機関一覧>

担当区	事業所名	住所・電話
練馬区	練馬区障害者就労支援センター (レインボーワーク)	練馬区豊玉北 5-14-6 新練馬ビル 5階 TEL : 03-3948-6501
中野区	中野区障害者福祉事業団 (ニコニコ事業団)	中野区新井 2-8-13 TEL : 03-3388-2941
杉並区	杉並区障害者雇用支援事業団 (ワークサポート杉並)	杉並区高井戸東 4-10-26 TEL : 03-5346-3250
新宿区	新宿区勤労者・仕事支援センター	新宿区新宿 7-3-29 新宿ここ・から広場しごと棟 TEL : 03-3208-1450

9. 進路先について

卒業後の進路先は、大きく分けると企業就労と福祉就労、職能開発校等への進学
の3つになります。



(1) 福祉就労とは

福祉事業所と利用契約を結んで通所し、作業に取り組んだり、日中活動を行ったり
します。

日中活動を行う福祉事業所には、生活介護、就労継続支援（A型・B型）、就労移行
支援、自立訓練等があります。福祉事業所を利用するには、在住区の福祉課から「受
給者証」を得る必要があります。進路先の福祉事業所が決ったら、福祉課もしくは福
祉事務所に連絡をして、受給者証の発行の手続きをします。

各福祉事業所を利用するには、決められた利用料を支払わなければなりません。利
用者は、サービス量と所得に着目した負担の仕組みとされ、その負担は所得等に配慮
した負担（応能負担）とされています。（参考：練馬区障害者福祉のしおり）

利用料以外の諸費用としては、交通費、昼食費、お茶代、旅行の積立金などがあり
ます。交通費については、事業所によって違いがあり、電車・バス代の一部や全額が
支給される場合もあります。

生活介護事業所等ではマイクロバス等での送迎サービスを行っていることがあり
ます。送迎サービスについても費用負担がある場合とない場合があります。

昼食費については、実費を支払う必要がありますが、国や区の補助や軽減措置によ
り減額されることがあります。

◇生活介護事業

利用契約を結んで月～金（土曜開所の事業所もあります）通所し、日常生活上の
介護を必要とする人に主に体育的活動（歩行、運動など）、音楽活動、創作活動（絵
画や陶芸等）などを通して日中活動を行う事業所です。

生活介護事業所の利用を希望する場合は、障害支援区分※の判定を受け、区分3
以上を取得する必要があります。

※障害支援区分とは、サービス利用申請に対する支給を障害や心身の状態などにより必要な支援を1～6段階に分けた区分です。1が支援の度合いが低く、6が最も高くなっています。

◇就労継続支援事業（A型）

福祉事業所の中には、利用契約ではなく、労働契約を結んで働くところもあります。近年は、株式会社による経営や株式会社がNPO法人を立ち上げて運営している事業所もあります。

労働契約を結ぶ場合には、事業所がある地域の最低賃金以上を時給として支払われることとなります。（A型事業所でも利用契約として工賃支給（125円/時など）を受けている人もいます。また、最低賃金を減額する特例許可が都道府県労働局長から認められると最低賃金以下で働く場合もあります。）

労働契約を結び、労働条件によっては社会保険の適用もあります。

◇就労継続支援事業（B型）

利用契約を結んで月～金（土曜開所の事業所もあります）通所し、主に作業を通じて日中活動を行う事業所です。各事業所によって取り組む作業が異なります。作業によって得られた収入が「工賃」として支払われます。支払われる工賃の額は、事業所によって異なります。

就労継続支援B型事業所の利用を希望する場合、在学中に就労アセスメント※を受ける必要があります。

就労継続支援B型の利用に関しては「自主通所」「身辺自立」「作業意欲」が求められることがあります。主な作業としては下記になります。

- 【座り作業】封入・封かん（文書やチラシなどを封筒に入れて封をする）、ショッピングバッグ製作、箱折りなど手先の器用さ集中力の持続性が問われます。
- 【立ち作業】公園清掃、資源回収、ポスティング（ダイレクトメール(DM)を各家庭の郵便受けに入れていく作業）など体力・持続力が必要です。
- 【食品作業】パンやクッキーの製造販売、仕出し弁当作り、喫茶運営など食品を扱う作業があります。細菌検査を行うなど衛生面の自主管理が問われます。

※就労アセスメントとは？

障害者総合支援法により、就労継続支援B型事業所の対象者は以下のように決められています。

- (1) 就労経験があるもので、体力、年齢の面で、企業に雇用されることが困難になった人
- (2) 50歳の達している人、または障害基礎年金1級受給者の人
- (3) 上記に該当しない人で就労移行支援事業所等によるアセスメントによって、就労面にかかる課題の把握が行われている人

特別支援学校を失業し、就労継続支援B型を利用希望する場合は、(3)が該当します。よって、在学中に就労アセスメントを受ける必要があります。

障害をもった人が、それぞれに最も適した「働く場」に円滑に移行できるようにするための支援であり、障害者がそれぞれの「働く場」で安定して働き続けられ、働く力を伸ばしていけるようにするための支援のために行うものです。アセスメントによって進路先が決まるわけではありません。また、自治体によって、実施時期や実施方法が異なります。

◇就労移行支援事業

企業就労を目指したプログラム・トレーニングを行い、2年間で企業に就労することを旨とする事業所です。在籍については2年間となります。(審査を受けて、特別に3年目の在籍もあります)

◇自立訓練（生活訓練・機能訓練）

自立した日常生活や社会生活ができるように一定期間（2年間）生活能力向上のために必要な訓練を行います。

◇地域活動支援センター

市区町村独自のサービスで、自主製品の製作や受注作業、レクリエーションなどの日中活動を行っています。

◇福祉事業所との利用契約に関して

福祉事業所の利用は、契約となります。事業所の定員に空きがあっても事業所の考えや利用者との関係等が合わない場合には契約できないこともあります。

B型事業所については、「(福祉的な) 就労(を) 継続支援」する場所となりますので、働く意欲、安全面や衛生面（パンやクッキーを扱う事業所など）の意識、自主通所ができるか等が必要な力として問われます。

生活介護事業所についても、基本的な身辺自立や他者との良好な人間関係が築けるか等を問われることがあります。

学校在学中に基本的な生活面やコミュニケーション面の確立を図っていく必要があります。

◇各区の施設通所の手続きの流れ

中野区在住で福祉事業所の利用を希望する場合

原則		備考
3年生の10月までに2か所以上の事業所で実習をする。 【実習期間】就労継続B型／就労移行 ⇒ 5～10日間 生活介護 ⇒ 3日間		<ul style="list-style-type: none"> ・区立、民間を問わない。 ・中野区外の事業所でもよい。 ・3年進級後の実習のみ有効。
時期	内容	備考
2年生	2月下旬 個別面談 (3年次の実習希望の相談・確認)	・面談後の希望変更も可能。変更があれば、お知らせください。
3年生	4月 学校が各事業所との実習の調整を行う	
	5月～10月 現場実習	
	10月下旬 区へ進路希望調査を提出	<ul style="list-style-type: none"> ・時期は前後することあり。 ・第2希望まで記入する。
	12月下旬 区から調整結果の通知が届く	・時期は前後することあり。
	利用手続き	
	契約	
就労アセスメントについて		
<p>【実施事業所】コロニー中野、弥生福祉作業所、コロニーもみじやま支援センター等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労移行支援事業所での現場実習の評価を就労アセスメントとみなすことができる。 (2年次に就労移行で現場実習を行っている場合は、その評価を就労アセスメントとみなす場合もあり) ・多機能型事業所で実習する場合、就労移行で就労アセスメントを取る日程も設定して実習を行う。 (例：事業所内の就労移行で3～5日間就労アセスメント+就労継続B型で5日間実習。) ・多機能型ではない就労継続B型で実習をする場合は、就労アセスメントのために就労移行支援事業所での実習も行う。 ・受給者証(暫定支給)の手続きは不要。 		

新宿区在住で福祉事業所の利用を希望する場合

原則		備考
3年生の10月までに3か所以上の事業所で実習をする。 【実習期間】就労継続B型／就労移行 ⇒ 5日間 生活介護 ⇒ 3日間		<ul style="list-style-type: none"> ・区立、民間を問わない。 ・新宿区外の事業所でもよい。 ・3年進級後の実習のみ有効。
時期	内容	備考
2年生	2月下旬 個別面談 (3年次の実習希望の相談・確認)	・面談後の希望変更も可能。変更があれば、お知らせください。
3年生	4月 学校が各事業所との実習の調整を行う	
	5月～10月 現場実習	
	11月中旬 区へ進路希望調査を提出	<ul style="list-style-type: none"> ・時期は前後することあり。 ・第3希望まで記入する。
	12月下旬 区から調整結果の通知が届く	・時期は前後することあり。
	利用手続き	
	契約	
就労アセスメントについて		
<ul style="list-style-type: none"> ・就労継続B型事業所の利用決定後に実施する。(3年次の12月～2月ごろまでに実施) ・実施日数は、面接を含む3日間 ・①希望する就労移行支援事業所もしくは、区から「わーくすここ・からエール」に依頼し、実施する。 ②就労継続B型事業所での実習中に、就労移行支援事業所の職員が出向き、実施する。 ①もしくは②を選択して、実施する。 ・受給者証(暫定支給)の手続きは不要。 		

練馬区在住で練馬区立福祉事業所の利用を希望する場合

注意事項		備考	
2年次の3月に3年次の実習の申込を行う		<ul style="list-style-type: none"> ・3年次に区立で実習するためには、この時点での申し込みが必要。(申し込まないと実習できない=利用申し込みもできない) ・複数の事業形態での実習申込ができる。 ・実習先の調整は区が行う。 ・区立実習は、実習する「事業形態」での就労が適切かどうかを判断する。(実習する事業所に入れるかどうかを判断するものではない) 	
実習後、3年次10月に利用申込を行う		<ul style="list-style-type: none"> ・申し込むときに、希望する事業所での実習の経験の有無は気にしなくてよい。 	
時期	内容	備考	
2年生	10月頃	就労アセスメント説明会	
	12月～3月	就労アセスメント 実施	
	2月中旬	練馬区福祉施設利用説明会	
	2月下旬	個別面談 (3年次の実習希望の相談・確認)	<ul style="list-style-type: none"> ・面談後の希望変更も可能。変更があれば、お知らせください。
	2月下旬頃	区立施設での実習申し込み	<ul style="list-style-type: none"> ・区→学校→保護者という流れで申込書配布。 ・保護者→学校→区という流れで提出。 ・希望順位を記入して提出する。
	3月下旬	区立施設での実習先、期間の決定	<ul style="list-style-type: none"> ・区→学校→保護者という流れで連絡。
3年生	4月～7月	現場実習	
	9月初旬	区報、区HPに区立施設利用申込についての案内掲載	<ul style="list-style-type: none"> ・掲載日以降、総合福祉事務所へ申し込みに行く日を予約する。※予約必須
	10月初旬	区立施設利用申込・相談の受付	<ul style="list-style-type: none"> ・指定期間内に管轄の総合福祉事務所に申請する。 ・基本は本人同席。難しい場合はその限りではない。(福祉事務所と応相談) ・実習した事業形態(生活介護、就労継続B型、就労移行)から、いずれか一つ事業形態を選んだ上で、希望順位を決めて申し込む。
	1月頃	区から調整結果の通知が届く	<ul style="list-style-type: none"> ・時期は前後することがある。 ・事業形態によって、通知の届く時期が異なる。
	2月頃～	利用手続き	
		契約	

練馬区在住で民間の福祉事業所の利用を希望する場合

確認事項		備考	
練馬区外の事業所でもよい。 区立事業所での実習と並行して行うことができる。			
時 期	内 容	備 考	
2年生	10月頃	就労アセスメント説明会	
	12月～3月	就労アセスメント 実施	
	2月中旬	練馬区福祉利用説明会	
	2月下旬	個別面談 (3年次の実習希望の相談・確認)	・面談後の希望変更も可能。変更があれば、お知らせください。
3年生	4月	学校が各事業所との実習の調整を行う	
	4月中旬～	現場実習	
	8月以降	各事業所へ学校を通して利用申し込みを行う	・利用申込の方法や決定時期は、事業所ごとに異なる。
	随時	事業所から結果の通知が届く 所轄の福祉事務所に連絡、その後の手続きを確認する。	
	2月頃～	利用手続き	
		契約	

練馬区在住で福祉事業所の利用を希望する場合（区立・民間共通）

就労アセスメントについて
<ul style="list-style-type: none"> ・卒業後、すぐに就労継続B型事業所を利用する可能性がある人が対象。 ・2年次12月頃から3年で就労継続B型の実習を行う前までに実施する。・2年次10月頃、説明会がある。 ・①就労移行支援事業所で実施する。②就労移行支援事業所の職員が来校し、学校で実施する。 ①もしくは②のどちらかを選択して申し込む。 ・申し込みは学校経由で行う。 ・受給者証（暫定支給）の手続きが必要。（手続きは、管轄の総合福祉事務所で行う。）

総合福祉事務所の管轄地域
<p>練馬総合福祉事務所〈〒176の地域〉：旭丘、小竹町、栄町、羽沢、豊玉上、豊玉南、豊玉中、豊玉北、中村、中村南、中村北、桜台、練馬、向山、貫井</p> <p>石神井総合福祉事務所〈〒177の地域〉：富士見台、南田中、立野町、高野台、三原台、谷原、石神井町、石神井台、上石神井、上石神井南町、下石神井、関町東、関町南、関町北</p> <p>大泉総合福祉事務所〈〒178の地域〉：東大泉、西大泉町、西大泉、南大泉町、大泉町、大泉学園町</p> <p>光が丘総合福祉事務所〈〒179の地域〉：錦、氷川台、平和台、早宮、春日町、高松、北町、田柄、光が丘、旭町、土支田</p>

(2) 企業就労とは

一般企業等と労働契約を結んで雇用されます。

雇用形態は、正社員、準社員、パート、アルバイトと様々ですが、いずれにしても就業規則を遵守しなければなりません。また正社員として雇用されている方もいますが、契約社員やパート雇用（数ヶ月～1年更新）での就労が大半を占めています。就労先や本人の状況に応じて1日4時間から8時間就労する場合や土日、休日に出勤する場合などがあります。

企業の雇用主は事業の規模などに関わらず、一定の条件以上働く労働者を社会保険に加入させる義務があります。

最低賃金（東京都1,072円 令和4年10月）が保障されます。

一般の企業等には、従業員数に対してある一定の割合以上の障害者を雇用しなければならないという社会的な責任があります。

関連する言葉として、「障害者雇用促進法」「障害者雇用率（法定雇用率）」「重度判定」「障害者差別解消法」「合理的配慮」などがあります。

契約社員やパート雇用の方が社会保険加入となる条件（一部）

①勤務時間および日数が、正社員の4分の3以上であること。

②週20時間以上の勤務で月額8万8000円以上の賃金等の条件を満たしていること。 ※社会保険適用拡大により、令和4年10月より事業所の規模等が一部変更されています。

◇一般雇用と障害者雇用

愛の手帳（東京都における療育手帳）や身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳を取得している人は、障害者雇用枠での採用に応募することができます。

障害者雇用枠は、一般雇用枠と処遇に違いがありますが、働く上での配慮が受けられます。

障害者手帳を使わずに一般雇用枠での採用を目指すのは、普通高校などを卒業して就職を目指す生徒と同様の流れで採用選考に至ります。採用後も一般雇用枠としての水準を求められることが予想されます。

※本校は知的障害を対象とした特別支援学校のため、企業就労に関しては原則「障害者雇用」枠での採用になります。

◇特例子会社

特例子会社とは、比較的規模の大きな企業が、働きやすい環境や作業を整えて障害者をまとめて雇用するために設立した会社です。本校の近隣には、㈱三越伊勢丹ソレイユ（新宿区）、㈱日清食品ビジネスサポートプラス（新宿区）、㈱テクノプロ・スマイル（練馬区）などがあります。

業種としては、清掃や事務補助業務等が中心となります。

特例子会社は、障害への理解や配慮がありますが、仕事の面では幅広い能力が求められる傾向があります。また、他の特別支援学校から希望する生徒も多いです。既に雇用が充足され、新規の募集がない場合もあります。

◇重度判定とは

「**重度知的障害者判定**」（＝重度判定）は、障害者の雇用率カウントや事業主に対する各種助成金、知的障害者の雇用促進と職場定着を図ることを目的とし、就労に際して事業主がどの程度の配慮が必要であるかを判断する制度です。

重度判定とは、「職業上の重度判定」と捉え、愛の手帳の度数とは異なります。愛の手帳3度・4度の方が、企業で働く時に本人の状況にあった判定を受けられるように、愛の手帳の判定基準より幅広く設定されています。

また、障害者雇用率の算定や各種助成金制度は、障害程度に応じて幅があります。（重度判定を受けている障害者を雇用すると、1人につき2人雇用していることとなります。《ダブルカウント》また、重度判定を受けている障害者の雇用に関する助成金も金額が多くなり、期間が長くなります。）

重度判定については、3年生の求職登録の際にハローワークより説明を受け、「判定実施依頼書」と「確認依頼書」を提出することになります。

詳しくは、3年生の保護者会や求職登録の際にご説明いたします。

◇企業就労の業種

東京都における企業就労の仕事内容は、次の6つの業種に分けることができます。

業 種	内 容	問われること、向き・不向き、傾向など
事務	パソコン入力、ファイリング メール仕分け、封入など	Word、Excel への対応、細かな仕事、正確さ 報告、連絡、相談等のコミュニケーション能力、 言葉遣い、ビジネスマナー、都心への通勤
飲食・厨房	食器洗浄、調理補助、盛り付けなど	衛生観念、調理・食器洗いに通じているか、立ち 仕事（体力）、スピード、休日の勤務
物流	倉庫の仕事、運搬、ピッキング、 DM発送、仕分け、梱包など	暑さ・寒さへの対応、腕力・脚力、住所・数字・ 英字の読解、立ち仕事（体力）、安全の理解
小売販売	スーパーなど（品出し、青果・生肉・ 鮮魚バックヤード、接客）	コミュニケーション力、手先の器用さ、選別の見 極め、立ち仕事（体力）、休日の勤務
サービス	清掃、クリーニング、介護など	掃除が好き、気がつく、立ち仕事（体力）、手順 の遵守、コミュニケーション力
製造	部品組立、食品加工、ライン作業	細かな仕事、音・臭い、スピード・安全の意識

◇東京都教育委員会チャレンジ雇用

東京都教育委員会として行っている障害者雇用の一形態です。仕事内容としては、都庁や都立学校、都立図書館などで事務や環境整備となります。待遇は東京都教育委員会の非常勤職員であり、1年ごとの契約更新で最長3年間の雇用契約となります。（雇用期間満了までに就労支援機関などと次の就労先を探す必要があります。）

チャレンジ雇用期間中に社会人としてのマナーやコミュニケーション能力を高め、企業就労につなげることとなります。企業就労については、在住区の就労支援機関などで行うこととなります。採用にあたっては選考があります。

◇企業就労に必要な力

企業就労とは、障害の状態に関わらず「働いて賃金を得る」ことです。企業は、仕事に関する助言や相談には応じていただけますが、生活面を支えることはできません。企業就労をする前提として、以下のようなことが求められます。

日常生活が安定していること

- ・生活リズム（早寝早起き）、身だしなみ、身の回りのことが自分の判断でできる。
- ・体調、精神面の安定（場合によっては服薬で安定していること、出勤した時に、「眠くて仕事ができない」ということがないように）

良好な対人関係が築けること

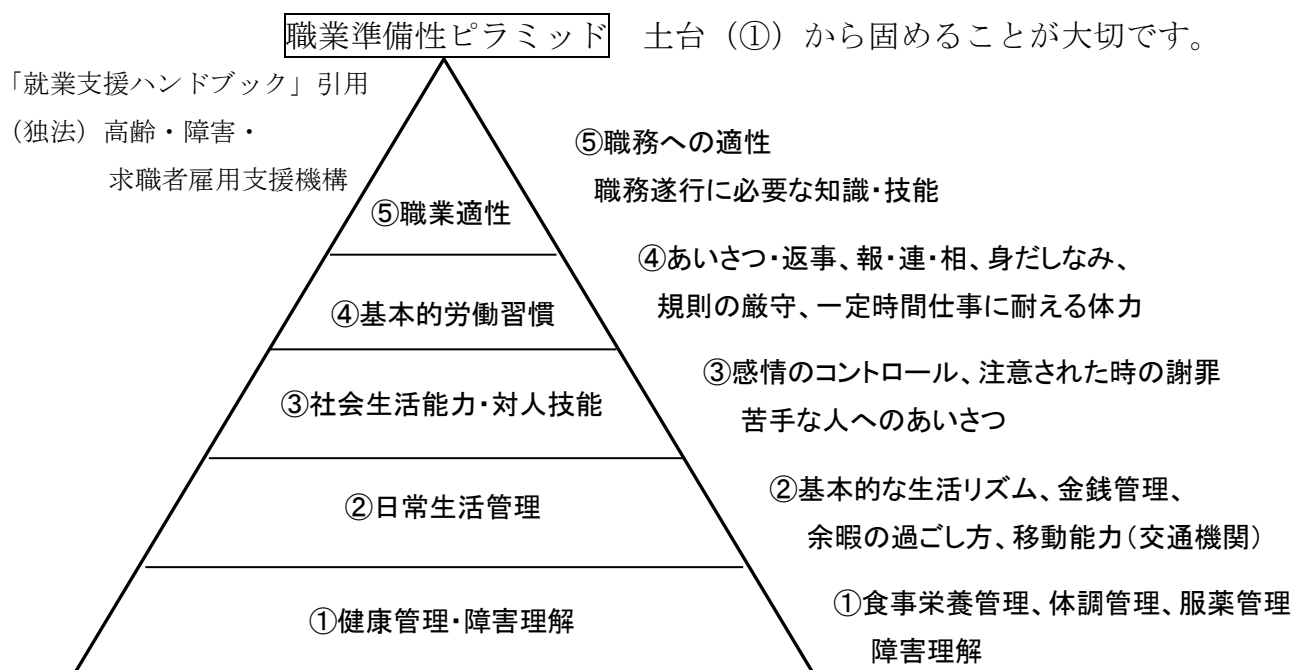
- ・あいさつ、返事、報告（自分からできること）、謝罪、感謝ができる。
- ・社会のマナーを理解し、守ることができる。
- ・ルールの遵守、協力する、困った時に相談ができる（自分の意思を伝える）。

基本的な社会生活ができること

- ・公共交通機関の利用（電車・バスに乗って一人で出かけられること）
- ・適切なお金の使い方が分かること
- ・時間を意識して行動できること

就労意欲（意識）をもっていること

- ・働きたいという本人の気持ち（なぜ働きたいのか）があること。
 - ・修正する力、習熟する力、集中力、持続力、向上心をもつこと
- 上記のことが難しくても、支援を受けながらやろうとする意識が必要です。



(3) 職能開発校等

1年間、専門的に学び・訓練しながら企業就労を目指す場所です。

入学するためには、選考に合格しなければなりません。

費用については、訓練費や教材費、交通費、昼食費がかかります。

東京障害者職業能力開発校 実務作業科

所在地：小平市小川西町 2-34-1 （最寄駅）西武拝島線小川駅

電話：042-341-1427

訓練内容：環境整備作業（清掃や緑化作業）、事務基本作業（封入、メールの仕分けなど）、パソコン作業（名刺作成、書類の電子化など）等、実際の職場での仕事を想定して、一人ひとりの作業能力や適性に合わせた授業をします。

訓練期間 1年 定員 30名（新規学卒 20名程度）入校時期 4月

応募期間：9月～10月

選考日：10月中旬

選考項目：適性検査、適応検査、面接、医療検査

※HP等でご確認ください

10. 支援機関について

在学中は、生徒たちの生活面や進路について担任や進路指導の先生に相談ができますが、卒業した後は難しくなります。学校は生活の場でなくなり、卒業時の担任の学校の異動などもあり、卒業時と状況が変わります。

学校卒業後に皆さんを様々な面から支えてくれるのが支援機関です。以下に様々な用途の支援機関を紹介します。

◇障害福祉課（ケースワーカー）

区役所等には障害福祉課という窓口があり、そこにはケースワーカーという専門支援者がいます。ケースワーカーは、皆さんが利用する福祉サービス（事業所や移動支援の利用、各種手当など）についていろいろな相談ができ、助言が得られます。ケースワーカーは居住地ごと等で担当者が決まっていますので、居住地の担当者を知っておいてください。

区名	役所の窓口	所在地	電話番号
練馬区 〒176 の方	練馬総合福祉事務所	〒176-8501 練馬区豊玉北 6-12-1 練馬区役所西庁舎 2 階	03-5984-4611
練馬区 〒177 の方	石神井総合福祉事務所	〒177-8509 練馬区石神井町 3-30-26 石神井庁舎 4F	03-5393-2815
練馬区 〒178 の方	大泉総合福祉事務所	〒178-8601 練馬区東大泉 1-29-1 ゆめりあ 1・4 階	03-5905-5273
練馬区 〒179 の方	光が丘総合福祉事務所	〒179-0072 練馬区光が丘 2-9-6 光が丘区民センター 2 階	03-5997-7075
中野区	障害健康福祉部障害福祉課	〒164-8501 中野区中野 4-8-1 中野区役所 1 階	03-3228-8706
杉並区	保健福祉部障害者生活支援課 保健福祉部障害者施策課	〒166-8570 杉並区阿佐ヶ谷南 1-51-1 杉並区役所 2 階	03-3312-2111
新宿区	福祉部障害者福祉課	〒160-8484 新宿区歌舞伎町 1-4-1 新宿区役所 2 階	03-5273-4583

◇ハローワーク（公共職業安定所）

働く人と働く場所をつなぐ公的な職業紹介所です。企業就労を目指す人は、ハローワークに求職登録をします。働く人を探している会社は、ハローワークに求人票を出します。

ハローワークでは、求人票に間違いがないかどうか（賃金、勤務時間、交通費、社会保険等）を見極めます。また、ハローワークには、職業相談員の方がいて、会社で働き続けるための相談をすることができます。

事業所名	所在地	電話番号	管轄区域※
ハローワーク池袋	豊島区東池袋 3-5-13	03-3987-8609	練馬区 他
ハローワーク新宿	新宿区歌舞伎町 2-42-10	03-3200-8609	中野区、杉並区、新宿区

※学校在学中の管轄は、ハローワーク池袋となります。

※卒業後は、居住地ごとの管轄となります。

※会社への支援については、会社所在地の管轄のハローワークとなります。

◇職業センター

就労後に安定して働き続けるために、様々な支援をしてもらえる機関です。職業相談・職業評価、職業準備支援、ジョブコーチによる支援などがあります。

また、重度判定（※「職業上の重度」です。愛の手帳上の重度（1度・2度）とは異なります）の際に職業センターに行き、所定の検査を受けることもあります。

事業所名	所在地	電話番号
東京障害者職業センター	〒110-0015 台東区東上野 4-27-3 上野トセイビル2階・3階	03-6673-3938

◇ジョブコーチ

会社で働き続けるために、働きやすさのアドバイスをしてくれたり、会社の方に支援の方法を伝えたりする人を「ジョブコーチ」（働く人を支える人）と言います。

ジョブコーチにはいくつかの種類がありますが、多く使われているのが東京ジョブコーチ支援室になります。

東京ジョブコーチ…（公財）東京しごと財団が認定登録したジョブコーチ。都内在住・在勤の障害者を対象として20日以内を目安に支援を実施します。

事業所名	所在地	電話番号
社会福祉法人 東京都知的障害者育成会 東京ジョブコーチ支援室	〒160-0023 新宿区西新宿 8-3-39 STSビル3階	03-5386-7057

◇相談支援について

相談支援を提供している事業所は、大きく分けて「一般相談支援事業所」「特定相談支援事業所」「障害児相談支援事業所」の3つがあります。相談支援事業所で提供している相談支援は4種類あり、相談する内容によって「基本相談支援」「計画相談支援」「地域相談支援」「障害児相談支援」に分けられます。

相談支援事業所は、各市区町村にありますので、詳しくは福祉課や福祉事務所にお問い合わせください。

① 一般相談支援事業所

さまざまな相談に応じる「基本相談支援」、「地域移行支援」、「地域定着支援」を行います。基本相談支援では、障害福祉に関する様々な相談に応じます。相談内容に対して必要な情報提供や助言をもらうことができます。

② 特定相談支援事業所

基本相談支援に加えて、サービス利用を希望する人に向けた「サービス利用支援」「継続サービス利用支援」を行います。
福祉サービス（移動支援、短期入所、就労移行支援や就労継続支援、生活介護等）を利用したいときに、申請に必要な「サービス等利用計画案」の作成や、サービスを提供する事業者との連絡調整などを行います。支給決定後には、「サービス等利用計画」を見直すモニタリングを行います。
必要に応じて関係機関を集めた会議の実施、サービス利用の更新、サービス等利用計画の見直しなどをします。

③ 障害児相談支援事業所

児童発達支援・放課後等デイサービスなどの障害児通所支援を利用する際の相談に応じてくれます。「障害児支援利用計画案」や「障害児支援利用計画」を作成します。また、サービス利用状況を定期的にモニタリングし、必要に応じて変更することになります。

1 1. 生活の場

保護者等から離れて、自立に向けた練習や共同生活を送る場所があります。

◇宿泊型自立訓練（旧「通勤寮」など）

通勤寮では、企業就労している人が将来の自立（一人暮らしやグループホーム等での暮らし）に向けて共同生活をしながら様々な訓練をする場所です。

利用期間は、基本的には2年間です。

利用料は、訓練等給付費の定率負担分になり、それぞれの収入によることとなります。他に食費・光熱費・行事等の参加費などが必要です。

施設名称	所在地	電話番号
立川通勤寮	〒190-0023 立川市柴崎町 4-11-15	042-528-3572
豊島通勤寮※	〒170-0001 豊島区西巣鴨 4-22-11	03-3576-0152
町田通勤寮	〒194-0045 町田市南成瀬 1-5-3	042-739-0491
葛飾通勤寮	〒124-0012 葛飾区東堀切 1-16-22	03-3603-0594
江東通勤寮	〒135-0015 江東区千石 1-3-12	03-6666-2306
大田通勤寮	〒144-0046 大田区東六郷 1-1-1	03-6428-6676

※令和5年に改築工事が行われ、完成まで仮舎での生活となります。令和7年夏ごろ完成予定。

◇共同生活援助（グループホーム）

日常生活上の援助を受けながら、共同生活をする場所です。

家賃や食費・光熱費等が必要です。総計で月7～8万円程度必要になるところが多いです。（居住地域によっては家賃補助があります。）

1 2. 卒業に向けて

・「愛の手帳」の成人更新について

「愛の手帳」については、東京都愛の手帳交付要綱により「3歳、6歳、12歳、18歳に達した時、知的障害の程度に著しい変化が生じた時」に更新することになっています。特に、18歳に達した時には、成人更新をすることになっています。18歳未満の新規取得や更新については、管轄の児童相談所で行いますが、18歳以降の成人更新については、東京都心身障害者福祉センターで行います。（多摩支所で行うこともできます。）

高等部3年生になり18歳を迎える時には、東京都心身障害者福祉センターに電話連絡して、更新のための予約を取り、判定を受けに行ってください。

（※判定の際に心理検査（IQ測定）を行いますので、その前後に医療機関等で検査を受けていると結果が高めに出ることがあります。場合によっては非該当になることもありますので、進路担当等と相談してください。）

【予約開始日】

- 更新と程度変更は毎月1日午前9時～翌月分の予約受付となります。
（1日が土・日曜日、祝日の場合は、休み明けの日が受付日となります。）
- 新規は毎月5日午前9時～翌月分の予約受付となります。

【持ち物・時間等】

- 判定日には、生育歴や現在の様子を把握している方の同行が必要です。
- 持ち物…愛の手帳、印鑑、写真（上半身、脱帽、縦4×横3cm）、身分証明書
- 判定時間…2時間～2時間30分

事業所名	所在地	電話番号
東京都心身障害者福祉センター	〒162-0823 新宿区 神楽河岸 1-1 セントラルプラザ 14階	03-3235-2961
東京都心身障害者福祉センター 多摩支所	〒186-0003 国立市富士見台 2-1-1 (東京都多摩障害者スポーツセンター内)	042-573-3311

・個別移行支援計画

学校を卒業する時に、将来の生活や仕事に関する希望、様々な支援機関などの担当者・連絡先を記載した「個別移行支援計画」を作成します。

この「個別移行支援計画」については、生徒・保護者に確認・了承していただいて、進路先や関係機関（福祉課、支援センター）に引き継ぎます。

進路先や関係機関では、この資料を基に「個別支援計画」（福祉事業所など）や「合理的配慮基礎資料」（企業）などを作成することになり、支援が引き継がれていきます。

・障害基礎年金

障害のある方は、20歳になると「障害基礎年金」を受け取ることができます。ただし、区役所の年金課に申請して受給資格を認定されないと受給できません。障害者手帳を持っているからといって、必ずしも受給できるとは限りません。

詳しくは、高等部3年生の保護者会にて説明いたしますが、下記に概略をお伝えいたします。

◇申請のポイント

① 主治医（精神・神経障害の診断または治療に従事している医師）をもつこと

- ・「診断書」を精神・神経障害の診断または治療に従事している医師（精神保健指定医、精神科を標ぼうする医師の他、小児科、脳神経科、神経内科、リハビリテーション科などの医師でも可）に書いていただきます。

*上記のような主治医がいない場合は、早めに主治医（障害基礎年金申請に詳しい）にかかるようにしてください。「診断書」を書いていただく前に数回診察を受けることをお勧めします。

② 20歳前に初診日（障害に関して初めて医師の診察を受けた日）・障害認定日（初診から1年6ヶ月後または状態が固定したと判断された日）があること

*知的障害の場合、20歳前の発症なので問題になることはほとんどありません。

③ 19歳までに準備しておくこと

- ・本人名義の銀行口座。（年金は、本人名義の口座に振り込まれます。）
- ・心理検査（心理テスト）を受けておきます。「愛の手帳」成人更新の際の心理検査の結果（「IQ証明」）をもらうこともできます。更新した東京都心身障害者福祉センターもしくは多摩支所に連絡・相談してください。

④ 20歳になったら、区役所の年金課に申請する

* 20歳の誕生月の1ヶ月くらい前になると国民年金加入のお知らせが届きます。

→必要事項を記入して障害基礎年金の申請書類と一緒に年金課に提出する。

* 「国民年金保険料納付書」が送られてきます。

→ 「障害基礎年金を申請中です。」と年金課に電話連絡してください。

障害基礎年金の受給ができたなら、「保険料免除理由該当届」を年金課に提出すれば、年金の納付は必要なくなります。

* 申請前に地域の支援機関等に相談したり、障害基礎年金の申請を経験した方に話を伺うなど、情報を集めておくことをおすすめします。

* 審査には概ね3ヶ月かかります。万が一支給決定されなかった場合には、不服申し立てができます。(60日以内)

提出書類：「診断書」「病歴・就労状況等申立書」「療育手帳(愛の手帳)の写し」「年金申請書」「所得証明書」「住民票」等

- ▶ 「診断書」は「本人が支援を得ずに一人で暮らす」ことを想定し、生活の困難さがどの程度生じている(=「できる」か「できない」)か、という視点で記入していただきます。そのためには、医師に的確に状況を伝えましょう。
- ▶ 医師が作成する「診断書」と保護者が記入する「病歴・就労状況等申立書」の整合性がとれていることが大切です。

⑤その他

- ・卒業を機に、母子手帳、診察券、受診記録などを整理しておきましょう。
- ・「企業で働いている」=「障害基礎年金はもらえない」ではありません。障害の状況を「診断書」と「病歴・就労状況等申立書」に詳しく記載することが重要です。必要でしたら、診察の際に「病歴・就労状況等申立書」の下書きを持参し、主治医に詳しく説明しましょう。
- ・卒業生では、企業で働いている方も2級年金を取得している場合があります。また、B型の事業所に通っている方で1級年金を取得している場合もあります。
- ・知的障害者の年金取得について、インターネットでの情報もありますので、ご参照ください。

◇年金額(令和5年度)

1級…993,750円/年(82,812円/月)
2級…795,000円/年(66,250円/月)

- ・支給は、2ヶ月ごととなります。所得に応じて支給額が半分になること(前年の所得が370.4万円を超える)、全額停止になること(所得が462.1万円を超える)があります。

【参考資料1】障害基礎年金 申請用「診断書」（見本…実際はA3サイズ）

精

国民年金
厚生年金保険

診 断 書

（精神の障害用）

様式第120号の4

氏名 (フリガナ)		生年月日		昭和 平成 令和		年 月 日 生 (歳)		性別		男・女			
住所		住所地の郵便番号		都道府県		郡市区							
① 障害の原因となった傷病名		② 傷病の発生年月日		昭和 平成 令和		年 月 日		診療録で確認 本人の申立て (年 月 日)		本人の発病 時の職業			
		③ ①のため初めて医師 の診療を受けた日		昭和 平成 令和		年 月 日		診療録で確認 本人の申立て (年 月 日)		④ 既存障害			
⑥ 傷病が治った(症状が固定 した状態を含む。)かどうか。		平成 令和		年 月 日		確認 推定		症状のよくなる見込・・・有・無・不明		⑤ 既往症			
⑦		陳述者の氏名		請求人との続柄		聴取年月日		年 月 日					
発病から現在までの病歴 及び治療の経過、内容、 就学・就労状況等、期間、 その他参考となる事項													
⑧ 診断書作成医療機関 における初診時所見 初診年月日 (昭和 平成 令和)													
⑨		ア 発育・養育歴				イ 教育歴				ウ 職歴			
これまでの発育・養育歴等 (出生から発育の状況や教 育歴及びこれまでの職歴を できるだけ詳しく記入して ください。)						乳児期 不就学・就学猶予 小学校(普通学級・特別支援学級・特別支援学校) 中学校(普通学級・特別支援学級・特別支援学校) 高校(普通学級・特別支援学校) その他							
エ 治療歴(書ききれない場合は⑩「備考」欄に記入してください。)(※ 同一医療機関の入院・外来は分けて記入してください。)													
医療機関名		治療期間		入院・外来		病名		主な療法		転帰(軽快・悪化・不変)			
		年 月～ 年 月		入院・外来									
		年 月～ 年 月		入院・外来									
		年 月～ 年 月		入院・外来									
		年 月～ 年 月		入院・外来									
⑩ 障 害 の 状 態 (平成・令和 年 月 日 現症)													
ア 現在の病状又は状態像(該当のローマ数字、英数字を○で囲んでください。)						イ 左記の状態について、その程度・症状・処方薬等を具体的に記載してください。							
<p>前回の診断書の記載時との比較(前回の診断書を作成している場合は記入してください。)</p> <p>1 変化なし 2 改善している 3 悪化している 4 不明</p> <p>I 抑うつ状態</p> <p>1 思考・運動制止 2 刺激性、興奮 3 憂うつ気分</p> <p>4 自殺企図 5 希死念慮</p> <p>6 その他()</p> <p>II そう状態</p> <p>1 行為心迫 2 多弁・多動 3 気分(感情)の異常な高揚・刺激性</p> <p>4 観念奔逸 5 易怒性・被刺激性亢進 6 誇大妄想</p> <p>7 その他()</p> <p>III 幻覚妄想状態等</p> <p>1 幻覚 2 妄想 3 させられ体験 4 思考形式の障害</p> <p>5 著しい奇異な行為 6 その他()</p> <p>IV 精神運動興奮状態及び昏迷の状態</p> <p>1 興奮 2 昏迷 3 拒絶・拒食 4 減衰思考</p> <p>5 衝動行為 6 自傷 7 無動・無反応</p> <p>8 その他()</p> <p>V 統合失調症等残遺状態</p> <p>1 自閉 2 感情の平板化 3 意欲の減退</p> <p>4 その他()</p> <p>VI 意識障害・てんかん</p> <p>1 意識混濁 2 (夜間)せん妄 3 もうろう 4 錯乱</p> <p>5 てんかん発作 6 不機嫌症 7 その他()</p> <p>てんかん発作の状態 ※発作のタイプは記入上の注意参照</p> <p>1 てんかん発作のタイプ (A・B・C・D)</p> <p>2 てんかん発作の頻度(年間 回、月平均 回、週平均 回 程度)</p> <p>VII 知能障害等</p> <p>1 知的障害 ア 軽度 イ 中等度 ウ 重度 エ 最重度</p> <p>2 認知症 ア 軽度 イ 中等度 ウ 重度 エ 最重度</p> <p>3 高次脳機能障害</p> <p>ア 失行 イ 失認</p> <p>ウ 記憶障害 エ 注意障害 オ 遂行機能障害 カ 社会的行動障害</p> <p>4 学習障害 ア 読み イ 書き ウ 計算 エ その他()</p> <p>5 その他()</p> <p>VIII 発達障害関連症状</p> <p>1 相互的な社会関係の質的障害 2 言語コミュニケーションの障害</p> <p>3 限定した常同的で反復的な関心と行動 4 その他()</p> <p>IX 人格変化</p> <p>1 欠陥状態 2 無関心 3 無為</p> <p>4 その他症状等()</p> <p>X 乱用、依存等(薬物等名)</p> <p>1 乱用 2 依存</p> <p>XI その他 []</p>													

「診療録で確認」または「本人の申立て」(Circled)を○で囲み、本人の申立ての場合はそれを聴取した年月日を記入してください。

「(お願)」太文字の欄は、記入漏れがないように記入してください。

(お願)臨床所見等は、診療録に基づいてわかる範囲で記入してください。

本人の障害の程度及び状態に無関係な欄には記入する必要はありません。(無関係な欄は、斜線により抹消してください。)

<p>ウ 日常生活状況</p> <p>1 家庭及び社会生活についての具体的な状況 (ア) 現在の生活環境 (該当するもの一つを○で囲んでください。) 入院 入所 在宅 その他 () (施設名) 同居者の有無 (有 ・ 無)</p> <p>(イ) 全般的状況 (家族及び家族以外の者との対人関係についても具体的に記入してください。)</p> <p>[]</p> <p>2 日常生活能力の判定 (該当するものにチェックしてください。) (判断にあたっては、単身で生活するとしたら可能かどうかで判断してください。)</p> <p>(1) 適切な食事—配膳などの準備も含めて適量をバランスよく摂ることがほぼできるなど。 <input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> 自発的にできるが時には助言や指導を必要とする <input type="checkbox"/> 自発的かつ適正に行うことはできないが助言や指導があればできる <input type="checkbox"/> 助言や指導をしてもできない若しくは行わない</p> <p>(2) 身の清潔保持—洗面、洗髪、入浴等の身体の衛生保持や着替え等ができる。また、自室の清掃や片付けができるなど。 <input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> 自発的にできるが時には助言や指導を必要とする <input type="checkbox"/> 自発的かつ適正に行うことはできないが助言や指導があればできる <input type="checkbox"/> 助言や指導をしてもできない若しくは行わない</p> <p>(3) 金銭管理と買い物—金銭を独力で適切に管理し、やりくりがほぼできる。また、一人で買い物が可能であり、計画的な買い物ができるなど。 <input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> おおむねできるが時には助言や指導を必要とする <input type="checkbox"/> 助言や指導があればできる <input type="checkbox"/> 助言や指導をしてもできない若しくは行わない</p> <p>(4) 通院と服薬 (要・不要)—定期的に通院や服薬を行い、病状等を主治医に伝えることができるなど。 <input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> おおむねできるが時には助言や指導を必要とする <input type="checkbox"/> 助言や指導があればできる <input type="checkbox"/> 助言や指導をしてもできない若しくは行わない</p> <p>(5) 他人との意思伝達及び対人関係—他人の話を聞く、自分の意思を相手に伝える、集団の行動が行えるなど。 <input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> おおむねできるが時には助言や指導を必要とする <input type="checkbox"/> 助言や指導があればできる <input type="checkbox"/> 助言や指導をしてもできない若しくは行わない</p> <p>(6) 身の安全保持及び危機対応—事故等の危険から身を守る能力がある、通常と異なる事態となった時に他人に援助を求めらるるなどを含めて、適正に対応することができるなど。 <input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> おおむねできるが時には助言や指導を必要とする <input type="checkbox"/> 助言や指導があればできる <input type="checkbox"/> 助言や指導をしてもできない若しくは行わない</p> <p>(7) 社会性—銀行での金銭の出し入れや公共施設等の利用が一人で可能。また、社会生活に必要な手続きが行えるなど。 <input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> おおむねできるが時には助言や指導を必要とする <input type="checkbox"/> 助言や指導があればできる <input type="checkbox"/> 助言や指導をしてもできない若しくは行わない</p>	<p>3 日常生活能力の程度 (該当するものを○で囲んでください。) ※ 日常生活能力の程度を記載する際には、状態をもっと適切に記載できる (精神障害) 又は (知的障害) のどちらかを使用してください。</p> <p>(精神障害)</p> <p>(1) 精神障害 (病的体験・残遺症状・認知障害・性格変化等) を認めるが、社会生活は普通でできる。</p> <p>(2) 精神障害を認め、家庭内での日常生活は普通でできるが、社会生活には、援助が必要である。 (たとえば、日常的な家事をこなすことはできるが、状況や手順が変化したりすると困難を生じることがある。社会行動や自発的な行動が適切に出来ないこともある。金銭管理はおおむねできる場合など。)</p> <p>(3) 精神障害を認め、家庭内での単純な日常生活はできるが、時に応じて援助が必要である。 (たとえば、習慣化した外出はできるが、家事をこなすために助言や指導を必要とする。社会的な対人交流は乏しく、自発的な行動に困難がある。金銭管理が困難な場合など。)</p> <p>(4) 精神障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多くの援助が必要である。 (たとえば、著しく適正を欠く行動が見受けられる。自発的な発言が少ない、あっても発言内容が不適切であったり不明瞭であったりする。金銭管理ができない場合など。)</p> <p>(5) 精神障害を認め、身のまわりのこともほとんどできないため、常時の援助が必要である。 (たとえば、家庭内生活においても、食事や身のまわりのことを自発的にすることができない。また、在宅の場合に通院等の外出には、付き添いが必要な場合など。)</p> <p>(知的障害)</p> <p>(1) 知的障害を認めるが、社会生活は普通でできる。</p> <p>(2) 知的障害を認め、家庭内での日常生活は普通でできるが、社会生活には、援助が必要である。 (たとえば、簡単な漢字は読み書きができ、会話も意思の疎通が可能であるが、抽象的なことは難しい。身辺生活も一人でできる程度)</p> <p>(3) 知的障害を認め、家庭内での単純な日常生活はできるが、時に応じて援助が必要である。 (たとえば、ごく簡単な読み書きや計算はでき、助言などがあれば作業は可能である。具体的な指示であれば理解ができ、身辺生活についてもおおむね一人でできる程度)</p> <p>(4) 知的障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多くの援助が必要である。 (たとえば、簡単な文字や数字は理解でき、保護的環境であれば単純作業は可能である。習慣化していることであれば言葉での指示を理解し、身辺生活についても部分的にできる程度)</p> <p>(5) 知的障害を認め、身のまわりのこともほとんどできないため、常時の援助が必要である。 (たとえば、文字や数の理解力がほとんど無く、簡単な手伝いもできない。言葉による意思の疎通がほとんど不可能であり、身辺生活の処理も一人でできない程度)</p>
<p>エ 現症時の就労状況</p> <p>○勤務先 ・ 一般企業 ・ 就労支援施設 ・ その他 ()</p> <p>○雇用体系 ・ 障害者雇用 ・ 一般雇用 ・ 自営 ・ その他 ()</p> <p>○勤続年数 (年 ヶ月) ○仕事の頻度 (週に・月に () 日)</p> <p>○ひと月の給与 (円程度)</p> <p>○仕事の内容</p> <p>○仕事場での援助の状況や意思疎通の状況</p>	<p>オ 身体所見 (神経学的な所見を含む。)</p> <p>カ 臨床検査 (心理テスト・認知検査、知的障害の場合は、知能指数、精神年齢を含む。)</p> <p>キ 福祉サービスの利用状況 (障害者自立支援法に規定する自立訓練、共同生活援助、共同生活介護、在宅介護、その他障害福祉サービス等)</p>
<p>⑪ 現症時の日常生活活動能力及び労働能力 (必ず記入してください。)</p>	
<p>⑫ 予 後 (必ず記入してください。)</p>	
<p>⑬ 備 考</p>	

上記のとおり、診断します。

年 月 日

病院又は診療所の名称

診療担当科名

所 在 地

医師氏名

印

病歴・就労状況等申立書

No. ー 枚中

（請求する病気やけがが複数ある場合は、それぞれ用紙を分けて記入してください。）

病歴状況	傷病名		
発病日	昭和・平成・令和 年 月 日	初診日	昭和・平成・令和 年 月 日
<p>記入する前にお読みください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 次の欄には障害の原因となった病気やけがについて、発病したときから現在までの経過を年月順に期間をあげずに記入してください。 ○ 受診していた期間は、通院期間、受診回数、入院期間、治療経過、医師から指示された事項、転医・受診中止の理由、日常生活状況、就労状況などを記入してください。 ○ 受診していなかった期間は、その理由、自覚症状の程度、日常生活状況、就労状況などについて具体的に記入してください。 ○ 健康診断などで障害の原因となった病気やけがについて指摘されたことも記入してください。 ○ 同一の医療機関を長期間受診していた場合、医療機関を長期間受診していなかった場合、発病から初診までが長期間の場合は、その期間を8年から6年ごとに区切って記入してください。 			
1	昭和・平成・令和 年 月 日から 昭和・平成・令和 年 月 日まで 受診した ・ 受診していない 医療機関名	発病したときの状態と発病から初診までの間の状況（先天性疾患は出生時から初診まで）	
2	昭和・平成・令和 年 月 日から 昭和・平成・令和 年 月 日まで 受診した ・ 受診していない 医療機関名	左の期間の状況	
3	昭和・平成・令和 年 月 日から 昭和・平成・令和 年 月 日まで 受診した ・ 受診していない 医療機関名	左の期間の状況	
4	昭和・平成・令和 年 月 日から 昭和・平成・令和 年 月 日まで 受診した ・ 受診していない 医療機関名	左の期間の状況	
5	昭和・平成・令和 年 月 日から 昭和・平成・令和 年 月 日まで 受診した ・ 受診していない 医療機関名	左の期間の状況	

※裏面も記入してください。

就労・日常生活状況	1. 障害認定日（初診日から1年6月目または、それ以前に治った場合は治った日）頃と 2. 現在（請求日頃）の就労・日常生活状況等について該当する太枠内に記入してください。
-----------	--

1. 障害認定日（昭和・平成・令和 年 月 日）頃の状況を記入してください。

就労状況	就労していた場合	職種（仕事の内容）を記入してください。	
		通勤方法を記入してください。	通勤方法 通勤時間（片道） 時間 分
		出勤日数を記入してください。	障害認定日の前月 日 障害認定日の前々月 日
		仕事中や仕事が終わった時の身体の調子について記入してください。	
	就労していなかった場合	仕事をしていた（休職していた）理由をすべて○で囲んでください。 なお、オを選んだ場合は、具体的な理由を（ ）内に記入してください。	ア 体力に自信がなかったから イ 医師から働くことを止められていたから ウ 働く意欲がなかったから エ 働きたかったが適切な職場がなかったから オ その他（理由 ）
日常生活状況		日常生活の制限について、該当する番号を○で囲んでください。 1→自発的にできた 2→自発的にできたが援助が必要だった 3→自発的にできないが援助があればできた 4→できなかった	着替え（1・2・8・4） 洗面（1・2・3・4） トイレ（1・2・3・4） 入浴（1・2・3・4） 食事（1・2・8・4） 散歩（1・2・3・4） 炊事（1・2・3・4） 洗濯（1・2・3・4） 掃除（1・2・8・4） 買物（1・2・3・4）
		その他日常生活で不便に感じたことがありましたら記入してください。	

2. 現在（請求日頃）の状況を記入してください。

就労状況	就労している場合	職種（仕事の内容）を記入してください。	
		通勤方法を記入してください。	通勤方法 通勤時間（片道） 時間 分
		出勤日数を記入してください。	請求日の前月 日 請求日の前々月 日
		仕事中や仕事が終わった時の身体の調子について記入してください。	
	就労していない場合	仕事をしていない（休職している）理由をすべて○で囲んでください。 なお、オを選んだ場合は、具体的な理由を（ ）内に記入してください。	ア 体力に自信がないから イ 医師から働くことを止められているから ウ 働く意欲がないから エ 働きたいが適切な職場がないから オ その他（理由 ）
日常生活状況		日常生活の制限について、該当する番号を○で囲んでください。 1→自発的にできる 2→自発的にできるが援助が必要である 3→自発的にできないが援助があればできる 4→できない	着替え（1・2・8・4） 洗面（1・2・3・4） トイレ（1・2・3・4） 入浴（1・2・3・4） 食事（1・2・8・4） 散歩（1・2・3・4） 炊事（1・2・3・4） 洗濯（1・2・3・4） 掃除（1・2・8・4） 買物（1・2・3・4）
		その他日常生活で不便に感じていることがありましたら記入してください。	
障害者手帳		障害者手帳の交付を受けていますか。	1 受けている 2 受けていない 8 申請中
		交付されている障害者手帳の交付年月日、等級、障害名を記入してください。 その他の手帳の場合は、その名称を（ ）内に記入してください。 ※略字の意味 身→身体障害者手帳 療→療育手帳 精→精神障害者保健福祉手帳 他→その他の手帳	① 身・精・療・他（ ） 昭和・平成・令和 年 月 日（ 級） 障害名（ ） ② 身・精・療・他（ ） 昭和・平成・令和 年 月 日（ 級） 障害名（ ）

上記のとおりお答えを申し立てます。

令和 年 月 日

請求者 現住所

代筆者 氏名
請求者からみた親類（ ）

氏名
電話番号 — —

【参考資料3】本校学区域 行政・福祉事務所・就労支援センター 一覧

練馬区	練馬区健康福祉事業本部 福祉部 障害者施策推進課	176-8501	豊玉北 6-12-1	5984-1387
	練馬総合福祉事務所	176-8501	豊玉北 6-12-1 区役所西庁舎2階	5984-4611
	石神井総合福祉事務所	177-8509	石神井町3-30-26 石神井庁舎4階	5393-2815
	大泉総合福祉事務所	178-8601	東大泉 1-29-1 ゆめりあ1・4階	5905-5273
	光が丘総合福祉事務所	179-0072	光が丘 2-9-6 光が丘区民センター2階	5997-7075
	練馬区障害者就労支援センター(レインボーク)	176-0012	豊玉北5-14-6 新練馬ビル5階	3948-6501
中野区	中野区保健福祉部障害福祉分野(福祉事務所も兼ねる)	164-8501	中野4-8-1 中野区役所 1階	3228-8706
	北部すこやか障害者相談支援事業所	165-0022	江古田4-31-10 北部すこやか福祉センター1階	5942-5800
	中部すこやか障害者相談支援事業所	164-0011	中央3-19-1 中部すこやか福祉センター内	3367-7810
	鷺宮すこやか障害者相談支援事業所	165-0033	若宮3-58-10 鷺宮すこやか福祉センター内	6265-5770
	南部すこやか障害者相談支援事業所	164-0013	弥生町5-11-26 南部すこやか福祉センター内	5340-7888
	中野区障害者福祉事業団(ニコニコ事業団)	165-0026	新井2-8-13	3388-2941
杉並区	杉並区保健福祉部障害者生活支援課	166-8570	阿佐谷南1-15-1 杉並区役所2階	3312-2111
	杉並区保健福祉部障害者施策課地域ネットワーク推進係	166-8570	阿佐谷南1-15-1 杉並区役所2階	3312-2111
	杉並福祉事務所荻窪事務所	167-0032	天沼3-19-16 ウェルファーム杉並2階	3398-9104
	杉並福祉事務所高円寺事務所(本校学区域では阿佐ヶ谷北6丁目・下井草1丁目1~4番、12~17番在住の方が該当)	166-0003	高円寺南2-24-18	5306-2611
	杉並区障害者雇用支援事業団(ワークサポート杉並)	168-0072	高井戸東4-10-26	5346-3250
新宿区	新宿区福祉部障害者福祉課(福祉事務所も兼ねる)	160-8484	歌舞伎町1-4-1 新宿区役所 2階	5273-4583
	新宿区勤労者・仕事支援センター	160-0022	新宿7-3-29 新宿ここから広場 しごと棟	3208-1450

【参考資料4】練馬区福祉事業所一覧

	事業所名	生介	A型	B型	移行	自立		所在地	電話番号
練馬区	区立関町福祉園	○					177-0053	関町南3-15-35	3594-0217
	区立氷川台福祉園	○					179-0084	氷川台2-16-2	3931-0167
	区立光が丘福祉園	○					179-0072	光が丘2-4-10	3976-5100
	区立大泉町福祉園	○					178-0062	大泉町3-29-20	5387-4681
	区立大泉学園町福祉園	○					178-0061	大泉学園町3-9-20	3923-8540
	区立貫井福祉園	○					176-0021	貫井2-16-12	5987-0400
	区立中村橋福祉ケアセンター	○				○	176-0021	貫井1-9-1	3926-7211
	区立谷原フレンド	○					177-0032	谷原5-6-5	5910-8488
	区立白百合福祉作業所			○			177-0041	石神井町5-13-10	3995-7796
	区立かたくり福祉作業所			○			178-0062	大泉町3-27-10	5387-4610
	区立かたくり福祉作業所(シヨブ林-トかたくり)				○		178-0062	大泉町3-27-10	5935-6698
	区立貫井福祉工房(就労サポートねりま)					○	176-0021	貫井2-16-12	5987-0401
	Leaves練馬高野台	○					177-0033	高野台3-8-5	6915-9344
	北町福祉作業所 ※R5年1月～12月改修工事のため光が丘第七小学校跡施設に移転(光が丘2-6-1)	○		○			179-0081	北町8-2-12	3559-0361
	大泉福祉作業所	○		○			178-0063	東大泉2-11-22	3922-6193
	やすらぎラウンジ	○		○			177-0045	石神井台8-22-6	5947-4503
	やすらぎ夢工房	○		○	○		179-0076	土支田3-29-25	5933-2023
	たんぼぼ	○		○			176-0001	練馬2-14-9	5946-3588
	やすらぎの杜	○		○			177-0051	関町北5-7-10	3928-3315
	松の実事業所	○					176-0025	中村南2-23-13	3825-1230
	練馬福祉園	○					178-0061	大泉学園町9-4-1	3978-5141
	旭出生産福祉園	○					178-0063	東大泉7-21-32	3925-6166
	田柄福祉園	○					179-0073	田柄3-14-9	3577-2201
	あかねの会生活介護事業所みのり	○					179-0075	高松2-26-6 サングリン高松2階	5933-9208
	銀杏			○	○		176-0001	練馬1-26-6	5999-8314
	すくらむ事業所			○			176-0012	豊玉北4-11-7 BS第2ビル	5946-4901
	ワークスタジオWel			○			176-0021	貫井1-13-13	5848-2641
	赤オニの家			○			178-0065	西大泉3-1-3コーポ 豊島1階	3922-7366
	あかねっこ弁当			○			179-0074	春日町3-13-1	5848-6139
	こぶし事業所			○			179-0081	北町7-20-36	3559-1667
	ワークショップ ブルーベリー				○	○	176-0001	練馬1-28-6	3557-8601
	かすたねっと				○		176-0001	練馬2-1-9	3948-1640
	ねりま高松事業所				○		179-0075	高松4-31-10	5848-8311
	ねりま事業所				○		176-0013	豊玉中4-10-6	3948-0275
	ねりま第二事業所				○		178-0063	東大泉2-1-15	3921-6382
	たしざん福祉作業所				○		177-0031	三原台3-28-10	6337-2719
	すまいる・フォレスト				○		177-0041	石神井町2-36-15 ミキショウビル2階	5372-3666
	山彦作業所				○		177-0034	富士見台2-19-9	3998-5023
	ワークショップ石神井				○		177-0041	石神井町7-17-4	5923-9811
	ウイズタイム				○		178-0061	大泉学園町4-30-20	5947-4052
	大泉学園実習ホーム				○		178-0061	大泉学園町8-30-30	3923-6618
	大泉障害者支援ホーム				○		178-0061	大泉学園町9-4-2	3978-5581
トントウハウス				○		178-0063	東大泉3-18-15	5387-1745	
あかねの会 就労支援室				○		179-0074	春日町1-18-36 われもこうビル	5848-2483	
あかねの会 就労支援室 さをり工房				○		179-0074	春日町1-12-2	5848-7103	
あかねの会 就労支援室 なごみ工房				○		179-0074	春日町3-4-4-101	5848-2140	
あかねの会 大泉就労支援室				○		178-0063	東大泉3-3-10 きのエビル101	5935-7709	
愛輪の里 雅 錦				○		179-0082	錦1-16-10	6906-6992	
にじ練馬					○	176-0011	豊玉上2-8-5 第二矢幸マンション1	6914-8780	
チャレンジワークやまびこ					○	177-0041	石神井町7-17-4	5923-9864	
青オニの家					○	178-0065	西大泉3-1-1 ウィストビル1階西側	3922-7366	
MoreTime ねりま					○	179-0075	高松2-15-18	5933-9155	

【参考資料5】練馬区立福祉園別バス運行区域（令和3年2月17日現在）

氷川台	錦、氷川台、平和台、早宮、春日町1～5丁目、春日町6丁目の一部、北町1・2・4～7丁目、北町3丁目の一部、田柄1・3丁目、田柄5丁目の一部、旭丘、小竹町、栄町、羽沢、豊玉上、豊玉南、豊玉中、豊玉北、桜台、練馬1・2丁目、練馬3・4丁目の一部
大泉学園町	東大泉、西大泉、南大泉、大泉町5・6丁目、大泉学園町1～7丁目、大泉学園町8丁目の一部、南田中4・5丁目、高野台3・5丁目、高野台4丁目の一部 三原台1・3丁目、谷原5丁目の一部、石神井町、石神井台1～3・6丁目、石神井台8丁目の一部、上石神井2・3丁目、下石神井
貫井	栄町、羽沢1丁目、羽沢2丁目の一部、豊玉上、豊玉南、豊玉中、豊玉北、中村、中村南、中村北、桜台1・2・4～6丁目、桜台3丁目の一部、練馬、向山、貫井、富士見台、南田中1～3丁目
大泉町	東大泉3丁目、東大泉2・4丁目の一部、西大泉、南大泉6丁目、南大泉5丁目の一部、大泉町、大泉学園町1～8丁目、三原台、谷原2～6丁目、谷原1丁目、高松、光が丘2・3・5～7丁目、旭町1丁目、土支田
石神井町	東大泉1丁目、東大泉2・4丁目の一部、石神井町1・2・4・8丁目、高野台、高松1～3丁目、春日町5丁目、春日町1・3丁目の一部、富士見台3・4丁目、南田中3～5丁目、下石神井1丁目、谷原1丁目の一部、南田中2丁目の一部
関町	関町東、関町南、関町北、立野町、石神井台4～8丁目、上石神井1・4丁目、上石神井南町、東大泉6・7丁目、南大泉1～3丁目、南大泉4丁目の一部
光が丘	春日町2・4・6丁目、春日町1・3丁目の一部、高松4～5丁目、北町2～8丁目、北町1丁目の一部、田柄、光が丘、旭町、早宮2丁目、早宮4丁目の一部、平和台2・4丁目

【参考資料6】中野区・杉並区・新宿区・学区域外 福祉事業所一覧

	事業所名	生介	A型	B型	移行	自立		所在地	電話番号
中野区	中野区立弥生福祉作業所	○		○	○		164-0013	弥生町4-36-15	3384-2939
	中野区障害者福祉会館	○					165-0025	沼袋2-40-18	3389-2173
	中野区かみさぎこぶし園	○					165-0031	上鷺宮1-21-30	5241-8121
	中野区障害者福祉事業団 ここね					○	165-0026	新井2-8-13	3388-2941
	中野区障害者福祉事業団ワーカライズ ニコ					○	165-0026	新井2-8-13	3388-2941
	コロニー中野	○	○	○	○		165-0023	江原町2-6-7	3953-3541
	コロニーもみじやま支援センター	○	○	○	○		164-0001	中野5-3-32	5318-9952
	杉の子 城山	○	○				164-0001	中野1-6-12	3364-5381
	杉の子 丸山	○	○				165-0021	丸山1-4-5	3385-8565
	杉の子 大和	○	○				165-0034	大和町3-18-2	3336-6294
	杉の子 弥生	○	○				164-0013	弥生町2-5-11	3373-1236
	ふらっとなかの	○	○				164-0012	本町5-40-14	6805-6580
	障害者支援施設 江古田の森	○					165-0022	江古田3-14-19	5318-3711
	メイプルガーデン	○					164-0001	中野5-26-18	3387-0262
	ワクわーく		○				165-0035	白鷺1-30-6 深澤ビ ^ル 4階	5356-7371
	ワークセンター翔和			○	○	○	164-0011	中央1-38-1 2階	5338-0338
	カサデオリーバ			○			164-0012	本町5-35-9	5340-8898
	すばるカンパニー			○			165-0027	若宮1-54-15	3339-6541
	東部福祉作業センター			○			164-0011	中央2-22-10-101	3366-2940
	にじ中野坂上					○	164-0012	本町2-45-13 6F	6276-8663
ワークステーションJade中野					○	165-0027	野方4-19-1 グラデ ^テ 634 2・3階	5937-0483	
杉並区	区立すぎのき生活園	○					167-0021	井草3-18-14	3399-8953
	杉並区障害者雇用支援センター				○		168-0072	高井戸東4-10-26	5346-3250
	あけぼの作業所	○	○	○			167-0023	上井草4-3-11	3395-1441
	阿佐谷福祉工房	○	○				167-0032	天沼1-15-18	3392-7347
	あすなる作業所	○	○				168-0062	方南1-3-4	3322-1020
	済美職業実習所	○	○				166-0013	堀ノ内1-26-6	3312-0566
	ひまわり作業所	○	○				167-0054	松庵2-22-22	3333-9724
	あすなる作業所(ぼがら)	○					168-0062	方南1-3-4 2階	3322-1020
	あすなる作業所(マングローブ)	○					168-0063	和泉1-32-6	6379-2563
	ひまわり作業所(グッドスマイル)	○					167-0054	松庵2-3-13	6454-2081
	ワークみらい阿佐谷	○					166-0004	阿佐谷南3-11-3	6915-1562
	ビーイングバンブー	○					166-0002	高円寺北4-15-2PLUM 5	5356-7994
	パン工房PukuPuku		○				167-0052	南荻窪4-1-15 春日屋ビ ^ル 1階	6795-5695
	どんまい福祉工房			○	○		167-0031	本天沼1-24-9	3396-2881
	かいとー			○			168-0065	浜田山3-1-9	5374-3033
	カイトー1			○			166-0011	梅里2-40-20	3316-7855
	希望の家			○			168-0082	久我山5-36-17	3335-3774
	杉並いずみ第一			○			168-0063	和泉4-44-4	5377-2121
	杉並いずみ第一(堀ノ内)			○			166-0013	堀ノ内3-9-11	3317-0831
	杉並いずみ第二			○			168-0062	方南1-52-20	3321-4485
	チャレンジ			○			167-0034	桃井4-4-3 スカイコート西荻窪2	5310-5052
	魔法陣			○			166-0004	阿佐谷南3-9-2 新光ハイ1階	3393-5522
	ワークショップ・かたつむり			○			166-0012	和田1-5-18 7+7ビ ^ル 2階	3381-4278
ワークみらい荻窪			○			167-0032	天沼3-6-6 吉田ビ ^ル 201	6383-5746	
SAKURA杉並センター					○	166-0002	高円寺北2-1-24 Core高円寺ビ ^ル 3階	5327-8223	
ウェルビー荻窪駅前センター					○	167-0043	上荻1-5-7 ハサ ^マ ビ ^ル 7階	6915-1421	
すだちの里すぎなみ					○	167-0035	今川2-14-12	5310-3361	

	事業所名	生介	A型	B型	移行	自立	所在地	電話番号	
新宿区	新宿区立新宿福祉作業所	○		○			162-0052 戸山1-22-2	3232-3715	
	新宿区立高田馬場福祉作業所	○		○			169-0073 高田馬場4-10-2	3367-2939	
	新宿区立新宿生活実習所	○					162-0851 弁天町50	5229-5850	
	新宿区立あゆみの家	○					161-0031 西落合1-30-10	3953-1230	
	シャロームみなみ風	○		○		○	162-0851 弁天町32-6	5579-8412	
	くじら		○				160-0004 西谷4-32-1 吉岡ビル5階	6274-8977	
	ストローク・サービス		○				161-0031 西落合2-20-16 POEMビル1階	5996-9533	
	東京都育成会クリーンサービス		○				160-0022 新宿5-18-16 SHINJUKU5-1ビル2階	6380-3985	
	プラーナ新宿			○	○		160-0022 新宿2-9-23 SVAX新宿B館2・8階	6273-2633	
	みのり舎			○		○	161-0032 中落合3-28-14	5988-9791	
	あすなろ作業所			○			162-0052 戸山1-22-2	3232-3711	
	コンフィデンス早稲田			○			169-0051 西早稲田2-18-22	6233-9714	
	新宿あした作業所			○			162-0052 戸山1-22-2	3232-3366	
	新宿第二あした作業所			○			169-0051 西早稲田3-11-6 コアビル101	5285-4837	
	西早稲田あした作業所			○			169-0051 西早稲田2-16-13	5155-3340	
	フレッシュスタート目白			○			161-0033 下落合4-20-16 ヴィー目白103	6908-3663	
	わーくす ここ・から スマイル			○			160-0022 新宿7-3-29	3208-2278	
	〜キセキの社〜ジョブステーション高田馬場				○		169-0075 高田馬場3-3-2 MFビル5階	5338-2090	
	SAKURA新宿センター				○		160-0022 新宿6-12-5 新宿松喜ビル5階	5357-7314	
	SAKURA早稲田センター				○		162-0041 早稲田鶴巻町544 中川ビル2階	5206-3531	
	ZUTTO(ずっと)。!				○		160-0023 西新宿7-7-28 第二山本ビル301号室	5937-1741	
	十二社 生活・就労研修センター				○		160-0023 西新宿3-9-5 北村ビル201号	6276-6871	
	ティービーエスオペレーション 高田馬場				○		169-0075 高田馬場1-4-15三井生命高田馬場ビル2階	5155-1981	
	ヒューマングロー高田馬場				○		169-0075 高田馬場4-4-34 第2ARStビル2階201号	6908-7923	
	リストアート				○		169-0075 高田馬場2-14-2 新陽ビル7階	6302-1532	
	ルーツ				○		160-0008 西谷三栄町11-22 Fビル5階	5315-4539	
	わーくす ここ・から エール				○		160-0022 新宿7-3-29	3208-1609	
	カレント				○		160-0022 新宿1-18-10 かりな柳通りビル6階	6273-0920	
	ゆたかカレッジ 早稲田キャンパス				○	○	169-0051 西早稲田2-15-10 西早稲田関口ビル2階	5292-3020	
	ゆたかカレッジ 高田馬場キャンパス					○	169-0051 西早稲田3-17-21 シャルマンビル5階	6380-2581	
	学区域外	HOPE神田				○		101-0047 千代田区内神田2-12-5 高久内神田ビル3階	5256-1411
		ウイングル水道橋センター				○		101-0061 千代田区三崎町2-17-2オーストリア水道橋ビル5階	3221-5090
		就労支援センターひゅーまにあ日本橋				○		103-0011 中央区日本橋大伝馬町17-4網川ビル4階	6661-7423
アトリエ・レダクラフト			○				106-0045 港区麻布十番4-4-1 ツインーの橋ビル2013、2108号室	6435-0611	
アイエスエフネットライフ青山					○		107-0052 港区赤坂7-1-16 日本生命赤坂第二ビル2階	4578-1162	
リバーサル本郷					○		113-0033 文京区本郷2-25-5 角地ビル3F	3868-3174	
ソーシャル就労支援センター湯島					○		113-0034 文京区湯島3-31-6	5812-1841	
ウイングル豊島センター					○		170-0013 豊島区東池袋2-13-14 4階-B	5956-5116	
Linkキャリアサポートセンター					○		170-0013 豊島区東池袋1-25-17 ウェストビル7階	6912-8298	
いけぶくろ茜の里(入所支援、短期入所支援も有)		○		○	○		171-0014 豊島区池袋4-15-10	5960-5231	
は〜と豊島				○			171-0022 豊島区南池袋4-24-5 セブ7南池袋201	5927-9795	
ヒューマングロー板橋					○		173-0004 板橋区板橋4-6-1 板橋スカイラザビル2階1号室	6905-7177	
ココロネ板橋		○		○			173-0036 板橋区向原3-7-9	5964-5477	
愛輪の里 雅 小茂根				○			173-0037 板橋区小茂根1-26-6 雅小茂根ビル	5926-5672	
愛輪の里 雅 東新町				○			174-0074 板橋区東新町2-20-1	5917-1477	
愛輪の里 雅 桜川				○			174-0075 板橋区桜川3-22-13 ハイツの実1階	5917-1473	
東京都板橋福祉工場				○			175-0082 板橋区高島平9-42-1	9395-2601	
ftlピーワーク		○		○			175-0094 板橋区成増2-23-1	6904-1095	
ftlビジネス・スクール					○		175-0094 板橋区成増2-23-1	6904-1095	
ななテラス				○			173-0036 板橋区向原3-7-7コーシャハイム向原	5926-7945	
武蔵野福祉作業所					○	○	180-0001 武蔵野市吉祥寺北町4-12-20	0422-53-1782	
ワークセンターけやき				○	○	○	180-0013 武蔵野市西久保2-27-6	0422-54-5051	
ゆうあい製作所		○		○	○	○	180-0012 武蔵野市緑町1-5-16	0422-60-5353	
さくらの園		○		○	○		188-0004 西東京市西原町4-5-6	042-467-1081	
まはろ和光南		○					351-0104 埼玉県和光市南1-16-65	048-423-4043	
まはろ朝霞宮戸		○					351-0031 埼玉県朝霞市宮戸4-594	048-483-4335	
シェルパ(施設外就労先 網とり)			○				177-0044 上石神井1-16-4	5927-5237	
スワンエ舎					○		352-0017 埼玉県新座市菅沢1-3-1	048-480-3367	
コルポートカレッジ所沢キャンパス						○	359-1116 埼玉県所沢市東町11-1 グラシアワ所沢107	04-2935-4652	
S-STEP板橋						○	173-0004 板橋区板橋3-6-17-4F	03-5944-2910	
アビリティーズジャスコ				○		180-0023 武蔵野市境南町2-3-16-4F	0422-30-5682		